

答 申 第 5 9 2 号  
平成 28 年 10 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 10 月 20 日付け神保高介第 3388 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

介護保険システムへの情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 負担能力のある親族等に扶養されていないことを要件とする介護保険料の生活困窮者減免及び神戸市社会福祉法人等利用者の負担軽減を行うにあたり、現行の税照会用端末による確認ができなくなるため、介護保険システムに扶養者有無の情報項目を新たに追加し、同システム上で確認できるようにすることは、適正な資格認定と事務の効率化を可能とするものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

介護保険システムへの情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(被保険者情報)

扶養者情報 (税宛名番号・扶養否認)